

令和 7 年度甲種防火管理再講習実施要綱

令和 7 年 3 月

山口市消防本部

1 目的

この講習は、消防法施行令第 4 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号の防火対象物（不特定多数の者が出入りする収容人員 300 人以上の防火対象物）の防火管理者に対し、消防法施行規則第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づく甲種防火管理再講習（以下「再講習」という。）を実施し、知識及び技能を修得させることを目的とする。

2 受講対象者 定員 40 名程度

- (1) 防火管理者に選任された日から 4 年以上前に、甲種防火管理新規講習又は再講習（以下「講習」という。）の課程を修了した防火管理者で、選任された日から 1 年以内に再講習の課程を修了していない者
- (2) 上記以外の防火管理者で、最後に講習の課程を修了した日以降における最初の 4 月 1 日から 5 年以内に再講習の課程を修了していない者

※山口市内の事業所の方が優先されます。山口市外の事業所の方も申込はできますが、定員に空きがある場合のみ受講いただけます。

3 日時

令和 7 年 9 月 26 日（金） 9 時 30 分～ 12 時

受付期間： 8 月 25 日（月） 9 時～ 8 月 29 日（金） 17 時

4 講習会場

山口市亀山町 2 番 1 号 山口市中央消防署 3 階講堂

5 申込方法

下記いずれかの方法によりお申込みください。

【電子申請】

申込期間中に山口市公式ウェブサイトの「令和 7 年度甲種防火管理【再講習】について」に **リンク** がありますので、そちらから申請してください。

電子申請での受講番号のお知らせは、後日送信される通知書発行のお知らせメールの URL から、結果通知書の受講票を表示させ確認してください。また、**受講票** は印刷またはダウンロードし、**講習受付時に提示** できるようにしてください。

※前回受講した講習（新規講習又は再講習）の修了証の写しの添付が必要です。

※電子申請の受付番号は受講番号ではありません。

※受講番号等は受付期間終了後 1 週間以内に消防本部予防課から連絡します。

【持参による申請】

受講申込書・受講票に必要事項を記載し、前回受講した講習（新規講習又は再講習）の修了証の写しを添付し、**山口市消防本部予防課**まで提出してください。

※令和 7 年 5 月 7 日（水）以降、消防本部は山口市新本庁舎 5 階に移転いたします。

【連絡・問合せ先】

山口市亀山町 2 番 1 号

山口市消防本部 予防課査察担当 Tel : 0 8 3 - 9 3 2 - 2 6 0 1

6 受講費用

テキスト代 1, 6 5 0 円（講習当日受付時に**お釣りがないように**納めてください。）

7 講習科目・時間割

時 間	科 目
9 : 0 0 ~ 9 : 2 0	受付
9 : 3 0 ~ 9 : 4 0	オリエンテーション
9 : 4 0 ~ 1 0 : 4 0	おおむね過去 5 年間における防火管理に関する法令の改正の概要に関すること
1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 5 0	火災事例等の研究に関すること
1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 0 0	修了証交付式

8 その他

- (1) 消防本部には、講習会のための駐車場はありません。公共交通機関、有料駐車場等のご利用をお願いいたします。

※近隣施設への無断駐車は、くれぐれもご遠慮ください。

- (2) 受付時間は 9 時～9 時 2 0 分
- (3) 受付時に**受講票と顔写真入りの身分証明書（運転免許証等）**を提示してください。
- (4) テキスト代を受付で納めてください。※お釣りがないようにお願いします。
- (5) **発熱等の症状**がある場合は、受講できません。
- (6) 申込後、諸事情により欠席される場合は、早めに連絡してください。